

県南広域振興局長告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成26年5月9日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1(1) 路線名 花巻平泉線

(2) 供用開始の区間 花巻市二枚橋第6地割262番1地先から西磐井郡平泉町平泉字森下65番4地先まで

(3) 供用開始の期日 平成26年5月9日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部、土木部花巻土木センター、土木部北上土木センター及び土木部一関土木センター

イ 期間 平成26年5月9日から同年6月9日まで

2(1) 路線名 栗駒平泉線

(2) 供用開始の区間 一関市巖美町字青笹1番118地先から西磐井郡平泉町平泉字森下65番4地先まで

(3) 供用開始の期日 平成26年5月9日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部及び土木部一関土木センター

イ 期間 平成26年5月9日から同年6月9日まで

3(1) 路線名 中里堀切線

(2) 供用開始の区間 一関市舞川字中里7番1地先から字堀切61番3地先まで

(3) 供用開始の期日 平成26年5月9日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 平成26年5月9日から同年6月9日まで